



一般財団法人あかしこども財団

- 令和4年度事業計画書 -

～ すべての子どものしあわせのために ～

～ 目 次 ～

I	令和4年度事業方針	1
II	令和4年度実施事業	
公1	こども支援担当事業	2
公2	虐待・思春期問題情報研修センター事業	8
公3	放課後児童健全育成事業	11

I 令和4年度事業方針

当法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、一般財団法人として設立し、地域のすべての子どもの健やかな育ちを地域みんなで応援する社会を実現するために、市民や各種団体、事業者、関係機関等と連携しつつ、地域における子ども支援活動等を推進してきました。一般財団法人には事業運営に関する法律上の制限がほとんどなく柔軟な対応ができることなどから、地域社会の要請にもお応えしながら、これまで事業を展開してきました。

設立から3年が経過し、今後の社会経済情勢の変化や当法人の将来的なあり方等を考慮すると、事業規模の拡大とそれに伴う組織基盤の構築や、持続性のある効率的かつ安定的な事業経営が求められています。そのため、子ども支援活動の深化・推進と安定経営を図るため、ファンドレイジング（活動のための資金を個人、法人等から集める行為の総称）の制度設計を行うとともに、自主性・自立性の強化など、当法人の体制強化を図る必要があることから、公益財団法人へ移行するよう手続きを進めています。

これまでの取組を踏まえつつ、この方向性に基づき、3つの担当により取組を進めてまいります。

まず、こども支援担当においては、子ども支援活動推進の企画立案・実施等を行う“こども地域コーディネーター”を配置し、こども総合支援推進事業における地域活動支援や、あかし子育て応援企業との連携について、刻一刻と変化する地域ニーズに合わせて、その支援・連携のあり方の見直し等を図りながら、迅速かつ柔軟な取組を展開します。

次に、研修センター担当においては、本格的に開始したこども研修センター運営事業について、引き続き児童虐待等の課題に対応する職員の専門性強化に努めるとともに、オンライン研修の導入等ウイズコロナ社会に対応した効率的かつ効果的な研修を実施します。

最後に、放課後児童クラブ担当においては、放課後児童健全育成事業について、地域や関係機関との更なる連携強化や放課後児童支援員に対する研修の充実等により質の向上に努めるなど、子どもたちに寄り添った育成支援の充実に取り組んでまいります。

この移行を機に、これまで取り組んできた地域における子ども支援活動の深化・推進を図るとともに、公益事業をより一層充実させ、明石市の子ども施策の推進はもとより、社会全体の子ども支援の取組の発展に貢献していきます。

Ⅱ 令和4年度実施事業

公1 こども支援担当事業

1 こどもの居場所づくり事業

(1) 趣旨

明石市市内の全小学校区に開設されたこども食堂が、コロナ禍においても継続した運営がなされ、その活動が広がり、気づきの地域拠点として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じた支援を行う（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 運営助成

【助成内容】 明石市内でこども食堂を開設するなどの団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《一般の場合》

	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営費助成（開催1回につき）	2万円	1万円	3万円
特別助成（1年度につき）	5万円	3万円	5万円
衛生管理助成（受講1人につき）	8千円		
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円		
年間上限額	130万円		

《飲食店等の場合》

	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営費助成（開催1回につき）	1万円		1.5万円
特別助成（1年度につき）	2万円		
衛生管理助成（受講1人につき）	—		
専門職連携助成（実施1回につき）	5千円		
年間上限額	65万円		

【申請方法】 ホームページ等への掲載により随時受付

【選考方法】 すべての申請について、当法人が制定した助成要領に基づき、公正に審査

② 開設・運営支援

○ 活動が継続するための支援 ～つづける～

こども食堂の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。また、研修会等の開催により、気づきの地域拠点としての機能強化を図るとともに、こども食堂同士の連携を深める。

○ 活動が広がるための支援 ～ひろがる～

地域に根付き開かれることで、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を広めていく。

・当法人が窓口となり、まちづくり協議会や民生児童委員等とこども食堂をつなぐ。

- ・財団ホームページや財団だより、こども食堂図鑑等を活用し、地域に広く周知する。
- ・こども食堂が作成する開催チラシの作成支援や、学校等への配布支援、教育委員会と連携した広報の取組を支援する。
- ・地域の高齢者や障害者等の誰もが参加し、地域みんなが集い支え合う“みんな食堂”の展開を支援する。

○ 関係機関とつながるための支援 ～つながる～

相談支援等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯の見守りや相談体制の充実を図る。

- ・心理士や社会福祉士等の専門職との連携を促進し、子どもやその世帯への専門的な見守り等を強化するため、専門職連携助成の活用を推進する。
- ・“気づきの地域拠点”として、こどもセンター等の関係機関と適切に連携できるよう、こども食堂と情報共有を図っていく。

2 地域活動支援事業

(1) 趣旨

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図る（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 運営助成

<こども応援助成>

【助成内容】 児童健全育成や子育て支援活動を行うなどの団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《助成対象となる活動》

児童健全育成活動	地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動
子育て支援活動	地域における次代の親育成の視点からの活動、子育ての不安や負担感を軽減するための活動

《助成内容》

コース区分	団体要件	助成金額
チャレンジ	市内に在住する5名以上で構成された団体	1か所につき上限10万円
サポート		1か所につき上限5万円
地域学習支援トライ		1か所につき上限40万円
地域学習支援サポート		1か所につき上限20万円
未来のパパ・ママ	市内同一の中学校・高等学校に在籍する生徒・担当教諭で構成された団体	1か所につき上限4万円

【応募方法】 毎年1回、ホームページ等への掲載により公募

【審査方法】 すべての申請について、当法人が制定した助成要領に基づき、公正に審査するとともに、有識者を含む審査会に諮り、審査基準に則り、助成団

体及び助成額を決定

<こども夢文庫助成>

【助成内容】 明石市が認定するこども夢文庫を運営する団体に対して、申請のあった運営費について、必要経費の一部を助成

《こども応援助成金の助成内容》

・助成額：1か所につき上限20万円

・こども夢文庫（市内8か所）：

あさぎり、貴崎、西明石、大久保北、えいがしま、（仮称）くすのん、二見北、西二見

【申請方法】 毎年1回、ホームページ等への掲載により公募

【審査方法】 すべての申請について、当法人が制定した助成要領に基づき、公正に審査

② 開設・運営支援

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体等の現場に足を運びながら、その団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。また、研修会等の開催により、支援の質の向上を図るとともに、団体同士の連携を深める。

○ セミナーや交流会の開催

地域活動団体やこども夢文庫運営団体が必要なスキルを磨き、継続した活動やその充実につなげていく。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、研修会や交流会の開催の態様・有無を検討する。

○ 情報の提供・助言

地域活動団体等に対し必要な情報の提供や助言を行うことで、地域活動団体等の継続した活動やその充実を図ることができるように支援する。

- ・子育て応援企業が地域に無償等で貸し出ししている施設や備品の情報を提供する。
- ・社会福祉協議会やコミュニティ創造協会等、他の支援機関が実施するセミナー等の情報を提供する。
- ・緊急時の対応や防犯、感染症対策等について啓発するなど、安全で安心して活動できるよう助言する。
- ・特別な配慮を要する子どもへの対応や、地域学習支援団体の立ち上げ等の相談に対し、専門的見地からのアドバイス等の支援を行う。

○ 広報の支援

地域活動団体等の活動が地域に根付き、活動が広がっていくよう支援する。また、その広がりが継続するよう、ホームページや広報紙等により広く周知し、理解を深めていく。

- ・財団ホームページや市あかし子育て応援アプリ等を活用し、地域活動団体やこども夢文庫運営団体の活動状況等をPRする。
- ・自治会や放課後児童クラブ、幼稚園と地域活動団体等とをマッチングし、チラシの配布依頼の際の支援を行う。

○ ボランティアの発掘とマッチング

地域活動団体等のスタッフの後継者や、ボランティアスタッフの不足を解消するため、地域や大学等を通じたボランティアの募集や、地域活動団体等とのマッチングを行う。

3 子育て応援企業連携事業

(1) 趣旨

明石市が認定する明石市市内のあかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進める（明石市からの委託事業）。

※「あかし子育て応援企業」とは、子育て支援に関する取組を積極的に行っている企業を「あかし子育て応援企業」として認定することにより、企業による子育て支援の取組を推進し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを進めることを目的とするものです。

(2) 事業（内容、方法など）

市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の活動状況等の情報をホームページ等により、発信する。また、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

○ 企業へのアプローチによる認定数の拡大

企業による子育て支援の取組のより一層の推進が図られるよう、企業への訪問等により、子育て応援企業の認定数の拡大に取り組む。

《子育て応援企業の認定》

【目的】 子育て支援の取組を促進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進める。

【認定基準】 3分野の取組（①結婚・妊娠・出産・育児への支援、②地域の子どもへの支援、③子育てしやすい職場環境づくり）について、ポイント数の合計が7ポイント（従業員100人以上の企業は10ポイント）以上該当

○ 子育て応援企業の取組の周知

ホームページや広報紙等の活用により、市民や関係機関に向けて、子育て応援企業の取組内容等について広く発信していく。

○ 子育て応援企業と地域とのマッチング支援

子育て応援企業が無償等で貸し出ししている施設や出前講座を財団ホームページで発信するなど、子育て応援企業が実施する子ども・子育て支援活動と地域とのマッチングを図っていく。

○ 子育て応援企業との連携企画の実施

子ども・子育て世代向けに、子育て応援企業が有する強みを最大限に活かし、子ども・子育て支援につながる取組を実施する。

- ・子どもが将来の職業に夢や希望を持ち、子育て世代が子育ての不安や負担の軽減につながるよう、子育て応援企業が有する特性を活かした講座等を実施する。
- ・子育て応援企業と地域の団体、行政が一体となり、子ども・子育て世代を応援するために例年実施している「子ども・子育て応援メッセ」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、開催の可否等について検討する。

4 こどもの居場所設置・運営事業

(1) 趣旨

学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営する（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

学校になじめないなどの様々な悩みを抱える子どもが自己肯定感を取り戻し、安心して前向きに生きていくことを目的に、遊びや学習支援のほか、相談支援を実施する。また、その子どもや保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として、保護者のための集まりであるトロッコおやcaféを実施する。

(3) 委託内容

事業の運営に当たっては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者である一般社団法人こどものこれからとおとなの役割に業務委託する。

(4) 運営等の概要

① あかしフリースペース☆トロッコの運営

【開所日時】 平日午前9時から午後5時まで

【開設場所】 天文町1丁目4-12（既存住宅を活用）

【対象者】 学校になじめないなどの様々な悩みを抱える、明石市に住居を有する6歳から18歳までの子ども

【定員】 30名程度

【利用者負担】 なし（教材等の実費負担あり）

【スタッフ】 現場責任者1名と担当スタッフ（活動・事務）6名

② トロッコおやcaféの実施

不登校の子どもの保護者が集い、お互いに悩みを共有できる場として実施する。

【開催】 毎月第2日曜

【対象者】 あかしフリースペース☆トロッコに登録する子どもの保護者と一般の主に不登校の子どもの保護者

【利用者負担】 なし

5 こどもの権利擁護事業

(1) 趣旨

一時保護された子どもの権利を守るため、こどものための第三者委員会（児童福祉に詳しい弁護士や元裁判官、元児童相談所所長ら7人程度で構成）の委員が、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行う（明石市からの委託事業）。

（2）事業（内容、方法など）

明石市から当法人に非常勤で派遣されたこどもセンターの業務に関与しない弁護士職員が、児童本人や保護者、こどもセンター等からの面会等の申出の受付、問い合わせへの対応、一時保護児童等と面会等を行う第三者委員の調整を行う。また、こどものための第三者委員会と当法人が、それぞれ市から委嘱・委託を受け、役割分担をしながら制度運営を行う。

6 その他事業

（1）趣旨

積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施する（明石市からの補助事業）。

（2）事業（内容、方法など）

① 財団だよりの発行

当法人の取組を広く発信し、地域全体で子ども・子育てを応援する取組の推進を図るため、季刊誌“財団だより”を発行する。発行は年4回（5月・8月・11月・2月）で、地域ネットワークの充実を図るため、公共施設や学校、子育て応援企業・地域活動団体等に配布する。

② 学生ボランティアとの協働

カフェスタイルの座談会形式（通称ボラカフェ）で、ボランティア活動に携わっている学生と、効果的なボランティアの募集方法や、学生が継続的にボランティア活動ができる方法等を考え、協働で実践していく。

③ 「こども夢講座」の開催

子どもたちが明るく前向きに、将来に夢や希望を持つきっかけづくりとなる様々な体験型の講座などを行う「こども夢講座」を開催する。

公2 虐待・思春期問題情報研修センター事業

(1) 趣旨

子どもを権利の主体とする「子どもの権利条約」の理念を基本とし、児童相談所や児童福祉施設など、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象として、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する高度専門的な研修を実施する。また、全国の市町村の子どもとその家庭及び妊産婦等を支援する体制の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を支援するアドバイザーの派遣事業、全児童相談所の中核を担う職員の資質向上を図るため、全国7ブロックにて研修を行うことにより、子ども虐待のない社会の実現を目指す（明石市からの補助事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

① 全国の児童虐待対応機関の指導的職員への研修

児童相談所・児童福祉施設・市区町村・保健機関・学校等の子どもや家族への支援における高度な実践力を有する指導者を育成し、新たな知見や技術の啓発を通して、子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図るとともに、全国的なネットワーク構築を目指す。急速に発展し続ける各現場のニーズを把握し、受講者・我が国の第一人者の講師陣・研修センターが協働して研修（参集／オンライン／オンデマンド）を実施することにより、子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図る。

② 子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣

子どもと家庭の福祉に関する支援を担う市区町村に対して、子ども家庭総合支援拠点の設置を支援する。有識者や自治体職員からなるアドバイザーの自治体派遣の調整、全国の市町村の子ども家庭ソーシャルワークを担う人材を育成し、自治体間で相互に支援ができるようネットワークを構築することにより、子ども虐待の予防や防止を図る。

③ 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修

全国の児童相談所のスーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員を対象に、国内外の虐待死亡事例から学ぶ講義と虐待対応で生じる支援者とケースの相互の関係性を学ぶ演習などのプログラムを全国7ブロックで実施する。また、都道府県の枠を超えた同じ立場の者との意見交換及びネットワークの構築により、社会的に期待される児童相談所職員の専門性の更なる充実・強化を図る。

令和4年度虐待対応研修一覧（案）

No.	研修名	受講対象	期間	定員
1	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修A<前期> (法) (新)	児童福祉司経験3年以上勤務したものであって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 (児童福祉法第13条第9項の規定に基づき、受講が義務づけられています)	2日	60名
2	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修B<前期> (法) (新)		2日	60名
3	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修C<前期> (法) (新)		2日	60名
4	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修A<後期> (法) (新) 【オンライン(ライブ)】		3日	60名
5	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修B<後期> (法) (新) 【オンライン(ライブ)】		3日	60名
6	(仮称) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修C<後期> (法) (新) 【オンライン(ライブ)】		3日	60名
7	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司(スーパーバイザー含む)	3日	60名
8	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士(常勤・非常勤・嘱託を問わない)	2日	40名
9	一時保護所指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所職員において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設(児童養護施設)等の指導的立場にある者	3日	60名
10	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算5年を満たした者(各施設1名)	3日	60名
11	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算5年を満たした者	3日	60名
12	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務(関係業務を含む)において指導的立場にある者(注:子ども家庭総合支援拠点設置の有無は問わない) 例:子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、子育て支援担当課、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課等、管理的立場の者、子育て支援センター(保育所含む) 都道府県において市区町村への助言指導を担当する者 例:児童相談所、研修企画担当課	3日	60名

* (法) : 法定研修。都道府県市との委託契約による研修 (新) : 新規

No.	研 修 名	受講対象	期間	定員
13	子ども虐待対応研修担当者等養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画、又は研修講師を行う者、要保護児童対策地域協議会の調整担当者、家庭児童相談員や子ども家庭相談担当者等で子ども虐待関連業務経験通算3年を満した者（各機関1名）	3日	60名
14	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	3日	60名
15	教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】	学校（幼、小、中、高）や教育委員会で児童虐待対応に携わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（経験年数の制限なし） 市区町村、児童相談所等で子ども虐待対応経験通算3年を満した者（各機関1名）	2日	200名
16	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」【オンライン】	指導的立場にある以下の者 ① 子ども虐待に関わる者 ② メンタルヘルスに関わる者 ③ 子どもの生活と環境を調整する者 機関：児童相談所、児童福祉施設（障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、教育機関、医療機関、警察・司法等 職種：心理職、ケアワーカー、里親、社会福祉職、施設職員、教員、スクールカウンセラー、医師、看護師、弁護士等 （常勤・非常勤を問わない）	2日	80名
17	健康障害のシリーズ「ネグレクトと健康障害」【オンライン】	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設（保育士・児童指導員・心理職・嘱託医・看護師）、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、里親、警察・司法等で指導的立場にある者	2日	80名
18	特別企画「虐待の世代間伝達を理解する」【オンライン】	子ども虐待対応に関わる指導的立場にあるあらゆる職種の専門職（各機関1名）	1日	200名
19	テーマ別研修「子どもの権利（仮）」【オンライン】	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算3年を満した者（各機関1名）	1日	80名

公3 放課後児童健全育成事業

ア 放課後児童クラブ運営事業

(1) 趣旨

市内全28小学校の敷地内に放課後児童クラブを設置し、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、様々な行事等を通して地域や異世代との交流を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図る（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

利用を希望する全児童を受け入れるための施設や支援員を確保するとともに、市をはじめ地域や関係機関と連携して育成内容の充実を図る。また、各児童クラブの安定的な運営を図るため、更なる支援員の確保を進めるとともに、支援員に対する研修の充実等により、質の向上を図る。

① 放課後児童クラブの運営

- 様々な媒体を活用した募集により、支援員の確保を図る。
- アドバイザーを増員し、支援員の育成を進める。
- 新人研修やキャリアアップ研修等の様々なスキルアップ研修を実施し、支援員の質の向上を図る。
- 保護者のニーズを踏まえ、夏休み期間のみの入所に加え、冬休み期間のみの入所を全児童クラブで実施する。
- 市民図書館の本と紙芝居を毎月、全クラブに配達し、より多くの本に触れる機会を設ける。

② 地域や関係機関との交流・連携事業

- 情報交換をこまめに行うなど、学校との連携を強化し、支援体制を充実させる。
- クリスマス会、新年会、おもしろ理科講座、手作り昼食会等年間を通して様々なイベントを実施し、高齢者や自治会等地域の方々を招待して世代間交流を図る。また、勤労感謝の日や敬老の日に児童クラブで制作した物を地域の方々にプレゼントする。地域の方々との交流を深めることで、下校時の見守り等の効果にもつなげていく。
- 警察署や市との連携のもと、防犯教室や交通安全教室を実施し、DVD鑑賞や自転車シミュレーターを使った講習、交通標識のキュービックパズルの工作等を通して、防犯や交通ルールについての知識の向上を図る。
- 近隣の大学、高校の先生や学生を講師として招き、理科実験授業など楽しみながら学べる体験教室を実施する。
- 介護施設やデイサービス、保育園等を訪問し、高齢者や幼児等と交流を図り、高齢者や年少者を大切にする心を養う。

③ 発達障害等要支援児への対応

- 発達障害等支援の必要な児童を学校や保護者と連携を密にしながら、児童クラブを利用する機会の確保に向けた適切な配慮や環境整備を行い、可能な限り広く受け入れるとともに、育成が困難な児童の育成方法等について発達支援センターの臨床発達心理士等による訪問や兵庫県作業療法士会の助言、指導を受ける等関係機関と連携、協

力しながら適切な支援を行う。受入れに努めることによって、発達障害等要支援児が地域社会で生活する子どもの1人として他の子どもと共に成長できるよう、地域社会の中で孤立したり排除されたりしないよう擁護し、社会の構成員として包み支え合う社会を作っていく。

イ 放課後児童支援員認定資格研修事業

(1) 趣旨

一定の知識及び技能を有すると考えられる保育士又は社会福祉士の資格を有する者や教員免許を有する者等が、放課後児童クラブに従事する支援員として必要な知識及び技能を補完し、支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として、講師・会場等の事前調整、研修当日の運営等、中核市の長が行う研修を市との役割分担のもと実施する（明石市からの委託事業）。

(2) 事業（内容、方法など）

- | | | |
|-------|-----------------|---------------|
| 【時 期】 | 年1回（秋頃） | 16科目24時間（4日間） |
| 【会 場】 | 西日本こども研修センターあかし | |
| 【定 員】 | 50名程度 | |